

総務委員会会議録

平成21年2月10日(火)

(開会) 10:03

(閉会) 15:43

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議員提出議案第22号 飯塚市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本日の審査に当たりまして、本案の提出議員に出席していただいております。江口 徹議員、提出者席へお着きください。それでは、提出議員の補足説明を求めます。

○ 江口議員

「議員提出議案第22号 飯塚市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」について趣旨説明をさせていただきます。

お手元にA4、2枚の簡単な資料を配付させていただいております。こちらにありますように、この条例につきましては、再任用について任命権者がその者の能力等を一番理解しているので、任命権者の裁量に任されているというのが現状であります。しかしながら、飯塚市におきましては、昨年の庄内のタウンミーティングであったように、任命権者の判断、それと市民の判断が異なるケースが発生しております。そしてまた、新聞報道にもありましたように、懲戒処分を受けた者の再任用は今回以外にもあったと聞き及んでおります。そこで、再任用に当たり任命権者がより公正な判断が下せるようにするために、公平委員会の意見を求めるものであります。仕組みとしましては、懲戒処分を受けたことのある者を再任用職員として採用する場合に、それぞれのケースについて公平委員会に意見を求める。公平委員会は、任命権者の求めに応じ速やかに協議を行い、意見を述べるものとする。任命権者は、公平委員会の意見を参考にして、任命権者の判断で再任用の可否を決定するというふうな形をとっております。このような仕組みをつくるために、今回、条例改正の中で、任用の原則として第2条をつくらせていただいております。今、御説明させていただいた分につきましては、第2条の3項として、懲戒処分を受けた者の再任用に際しては公平委員会に意見を求めるものとする、というふうな形で作らせていただきました。

本会議での趣旨説明、また質疑等の際にもお話をしましたが、あくまで、この条例に関しては極端な事例をターゲットにしております。懲戒処分というものは本当にいろいろなものがございまして、例えば、本人がやったことではないケースで、例えば部下が起こした不祥事によって懲戒処分を上司も受けるケース等々、もしくは、交通事故であるとか、職務上のミスとか、いろんな分がございまして、その中で、もう既にそれについては十分反省もし、それから後の勤務状況も良好であり、市民感情に照らしても再任用するには十分適しているという方々も多くおられます。そういった方々を問題にするのではなく、これはとてもじゃないけれど、もう一度再任用職員として雇うことが市の信用失墜行為になると、市自体の信用をおとしめかねないというケースに限り、そういった判断を公平委員会のほうでしていただければと思いますので、そのために意見を求めると。行政内部だけで判断をしておりますと、その部分がどうしても市民感情とかけ離れるケースが出てくると。それについて、一旦第三者機関である公平委員会というフィルタを通すことによって、任命権者がより慎重で市民感情と異なる判断をすることを助けるものであります。以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

提案議員、お疲れでございます。私も、この問題につきましては当委員会でもかなりやりました。今、提案者が言われますように、いわゆる重大事犯について再任用を行うときには、やは

りそれについてはある一定の制限を設けるべきではないかという点につきましては、提案者と意見を同じくするものであります。

さらに私は、この再任用につきましては、再任用制度そのものについて少し疑義がある。いわゆる基礎年金部分の補完という形で本件が始まっておりますので、ただ、公務員という形の中でこれまで長い間勤めてこられて、民間企業から比べれば、ある一定の優遇措置がされ、例えば退職金等も含めて優遇措置がなされた中で勤め上げられて、さらに基礎年金部分の補完の意味で約20万円程度のお金をまた4年、5年もらうということについて、いかがなものか。そういう余裕があれば、新しい人材を入れたほうがいいんじゃないかということで、これまでもいろいろ私も議論してまいりました。

基本的なところでは、提案者と同意するところが多いんですけども、ただ、その中で少し疑義の点がありますので、お尋ねをいたします。まず、公平委員会に意見を聞くものとするという表現になっておりますが、これは「ねばならない」という理解でよろしいんですかね。

○ 江口議員

義務づけですので、委員言われるとおりにかと思えます。

○ 永露委員

意見を求めなければならない、義務づけであります。

それと、今度は、義務づけられた執行部、まず、市長といいますか、市長が意見を求めなければならないということで公平委員会に意見を求めます。これに対して、今度は公平委員会としては、これは意見をまた述べねばならないという義務づけになるわけですか。

○ 江口議員

それについては公平委員会が判断することだと思いますが、基本的にはきちんと返事を返すべきものであると思います。そうでないと、この制度自体がうまく回りません。

○ 永露委員

当然そうなるだろうと思うんですね。お互いに義務づけにされる。ということは、公平委員会としては、避けられない、避けられないわけですね。拒否権がないわけです。拒否できないという形になりますね。公平委員会は、必ず問われたことに対してその採否を、裁定を言わなければならないという形になるわけです。

そこで、公平委員会の制度そのものですけども、その前に、例えば執行部側、例えば市長として公平委員会の意見を求め、それに対して公平委員会側が回答をする。市長としては、公平委員会の制度上、この公平委員会の意見はやはり最大限尊重すべきであると。ただ意見を聞くだけで、後の判断は私がしますよということだけでは済まないと思う。通常の諮問委員会ではありませんので、これは公平委員会の制度上、公平委員会の立場というものがありますので、その意見については、やはり市長は尊重すべきであるというふうに私は思うんですね。それについてはいかがでしょうか。

○ 江口議員

この制度として、任命権者がより公正な判断を下せるように、より市民感情に近いところで判断が下せるようにという形で制度設計をさせていただきました。そのために、公平委員会さんは3人合議の中でお話をされるわけです。そして、意見としては、十分大丈夫だよという意見もあるでしょうし、これについては非常に疑義があるというお返事もあるでしょう。また、そこについて、どうもこれについては釈然としないんだがとか、いろんなパターンの答えがあるかと思っています。しかしながら、それぞれの答えについては、委員言われますように、任命権者の方々には当然それを尊重していただきたいと思っております。

○ 永露委員

そうなるだろうと思うんですね。当然尊重すべき意見になるというふうに思うんです。

そこで、基本的に、平成16年の地公法の法改正によって9条というものができて、そこ

で公平委員会に対するいわゆる役割というものがプラスアルファされたんです。ある一定のものができるようになったということで今回恐らく提案されたんだらうと思うんです、それも含めてね。

今度は公平委員会の立場として、私が考えますと、公平委員会の立場としては、基本的には措置要求と不服申し立て、これが大きな二本柱だと思うんですよね。措置要求と不服申し立てを受ける。いわゆる職員の、言葉は悪いですけども、ある意味での駆け込み寺的な存在であるわけです。職員の立場を救済するための委員会であるというふうに私は認識をしております。そこで、例えば職員側の措置要求や不服申し立てに対して一番大事なことは、公平委員会は公平・中立という立場を崩しちゃならないんです。公平・中立、これが一番の最大の基本になるわけですね。公平委員会の判断の立場は公平・中立。例えば、もう具体的に言いますけれども、意見を求められて、意見を述べる、その意見を述べた内容について当該職員が不服申し立てを例えばやったとしますね。不服申し立てをやった。それについて、不服申し立てをする以前に公平委員会は意見を述べておるわけですね。意見を述べておるわけです。その意見について、本人がその意に反することと判断して不服申し立てをした場合、公平委員会側はその時点において公平・中立というものがもうなくなっているんじゃないかと。立場が公平・中立の立場ではもう既になくなっているのではないかと。と申しますのも、その事案についての判断はもうしておるわけですから。それに対しての不服申し立てがあった場合に、どのような判断ができるかというよりも、不服申し立てに対する裁定ができる立場には、もうなくなってしまうんじゃないかと。わかりますかね。それを一番危惧するわけです。考え方としてはそんなに間違いはないと思うんですけども、基本的な考え方としては、第三者機関に意見を聞くということについて、それほどの疑義は思わんですけれども、ただ、これが公平委員会となると、公平委員会の本来の立場が損なわれるんじゃないかというふうな危惧をするんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○ 江口議員

委員の言われることも非常にわかる点がございます。ただ、私が判断している部分に関しては、これは職員の駆け込み寺と言われました、そのとおりではあるんですが、もう一つ、大きな目でとらえると、人事機関のうちの一つであります。地方公務員法でもこの部分は人事機関として、第2章「人事機関」の中にこの部分が、公平委員会そして並びに人事委員会が入っております。そして、人事委員会の権限として、競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うことができるとあります。そして、今回、平成16年の改正により9条1項の中で、その部分については、公平委員会にあっても条例で定めることにより行うことができるとなりました。ということは、ある意味、競争試験並びに選考という部分を公平委員会が担うとすれば、正面から担うとすれば、ある意味、そこでまず一方、言われたように、自分で判断している部分もつくれるというふうな形になっているわけです。ですので、今回につきましては、そのうちの一部、選考に関する事務の一部のみを取り出して、抑制的に公平委員会に与えたいというものでありまして、確かに、言われるように、一部、第三者機関であるべきところが当事者になる部分はあるのですが、その部分は、ある意味、法の中でも予定しているもので、ある意味、それを含んでやることも寛容している部分であると、人事機関というくくりの中でそれはぎりぎりやれるのではないかと判断をしております。

○ 永露委員

確かに条例でもって競争試験を行うという権限を条例で与えることができるんですけども、競争試験に対するものと、今回の懲戒処分に対する不服申し立てというものは、基本的に私は違うと思うんです。基本的に違うと思うんです。例えば、競争試験において自分の意に反したこととかいうことに対しては、きっちりした競争試験が制度上行われておれば、それに対してはきちっと述べられるわけです。でも、懲戒処分というのは、何らかの形で主観的なものがど

うしても入りがちになるんです。そこにけじめはないんですから。これはだめですよ、これはいいですよという基本的な基準がないんですから。基準がないんです。

それに対して、例えば当該職員がそれに対してはおかしいと、懲戒処分を受けたことによって自分が再任用されないということを公平委員会が判断し、それを尊重して市長が認めなかったということに対して、おかしいということに対して公平委員会に不服申し立てをすることができますので、それをやられた場合に、公平委員会としての本来の職務ができないのじゃないかと思うんです。先ほど言われましたように、その時点で既にもう当事者になっておるわけです。当事者になるということは、第三者的立場から外れてしまうんです。当事者が、第三者的かつ中立的な立場に、その時点からもう外れてしまうわけです。公平委員会の使命は、まず中立でなきゃいけない。その不服申し立てに対して本来の意味での中立的立場という外してはならないものを、当事者になった時点で、その中立的立場からもう外れてしまうわけですよ。自分の判断したことに対して不服申し立てをされて、それと違う判断はまたできないでしょう。もう中立的立場で判断ができないんですよ、公平委員会は、と思うんですがね。どうですかね。

○ 江口議員

委員が言われることも一定程度理解はできます。ただし、この人事委員会の制度、公平委員会の制度を読み込みますと、同じようなケースは十分ほかの部分でもあり得ると思っております。そして、この人事委員会、人事機関という制度自体が、ある意味、これは市長から、任命権者から独立した形での行政委員会として設置をされています。市長の附属機関というよりも、そうではなくて、独立した行政機関、行政委員会として制度設計されております。であるかあらかそ、公平委員については議会の同意も必要というふうな形になっております。

ですので、ある意味、そこについては御心配な点はあるかと思いますが、人事委員会に関しましては、人事行政の運営に関して任命権者に勧告をすること等々、同じようなケースが考えられるものもございまして、第三者性という部分に関しては担保されておりますし、当事者となること、当事者に近い形となることもあり得ますが、じゃ、そのときに苦情申し立てとしてその職員が物を言うと、その意見をきちんと聞きながら、自分たちの判断が正しかったのかをもう一度しっかりかみしめた中で、そこでまた判断をするということができると思っております。

○ 永露委員

お言葉を返すようですけども、当事者に近い立場という御発言をされましたけれども、そうじゃなく、これははっきりとした当事者になるんです、と思うんです。例えば、不服申し立てに対しての、公平委員会が仮にそれは再任用することに対してふさわしくありませんという意見を市長に戻して、市長がそれを受けて、そのまま再任用しないという判断をし、それに対する意に沿わないということでの不服申し立てを公平委員会にされても、された公平委員会が違う裁定をもうできないじゃないですか。ということは、本来の意味での公平委員会の職務というものがもうできないと、そういう状況に、意見を求めるということはなり得る可能性があるということをお願いしておるんです。ちょっと難しいですかね。江口議員なら理解できると思いますよ。理解できると思います、何を言っているかね。

だから、基本的には公平委員会というのはそういう大原則がありますので、それを危うくするようなことはすべきでない、すべきでないというふうに思います。仮に、江口議員の趣旨はわかりますから、江口議員の言うような形での第三者機関、あるいは新たなものか、既存のものかは別としても、そういう形の中に求めるということは、私は大いに結構だと思うんです。でも、これを公平委員会に持っていくということは、意見を持っていくということは、これをやられると実際に公平委員会は困りますよ。公平委員会は答えようがないですよ、公平委員会の立場から言うと。それをまた義務づけられても、私が公平委員なら、いや、それは答えられませんと、と思います。それはちょっと難しいと思います。なぜならば、答えたことによって

の不服申し立てということが将来あり得るから。あり得たときには、それはその時点で中立性をなくしてしまっておるから、と思うんですよ。ですから、公平委員会ではなくて、何か別に機関にね、別の機関で、その趣旨は理解できますので、例えば別の機関あるいは第三者機関も含めて結構ですけれども、何かそういう場所への意見を求めるという形でされればどうかというふうには私は思っておるんですけれども、どうですか。

○ 江口議員

委員が言われるのも十分理解できます。確かに、ここの制度設計の中で、公平委員会にお願いをするのか、もしくは他の機関です、新しく機関をつくる、もしくは既存の中でやれるものを探すという作業、両方とも考えました、実は。市長の附属機関として、例えば再任用制度何とか審査会とか、運用審査会とかいうつくり方も一つだと思いました。ただ、今回、公平委員会を選んだ理由という部分につきましては、このお配りしました資料の1ページ目の一番下のほうから書かせていただいているんですが、先ほどお話しましたような、行政委員会の一つであり、議会の同意が必要だということですね。そして、もともと公平委員会は人事機関であるということに着目をして、させていただきました。ある意味、立法のできるか、できないかの判断の中で、そういった言われたような懸念はあったのはありますが、全く違法だとか、それ自体が根幹を揺るがす、この公平委員会の制度と全く相入れないものではない。ある意味、やれるものだと判断をしまして、こちらのほうにさせていただきました。言われましたように、別な制度という部分も十分あり得るんだと思っています。検討した部分です、再任用制度何とか運用審査会とか審議会とかいう形もあり得るんだと思います。私たち提案するサイドとしては、公平委員会というものを選んで、こうやって提案をさせていただきました。あとは、ある意味、立法政策として私はあると思っておりますが、例えば総務委員会委員の皆様方の御判断の中で、例えばそういった部分も別の部分でというのが、そちらのほうの方がベターだというふうな形であれば、所要の修正等々をしていただくこともやぶさかではないと考えております。私どもとしては、この公平委員会の中で、言われたような懸念はありますが、やれると思われましたので、こちらのほうを選択させていただいたという次第でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

私も、先ほど永露委員が言われましたように、懲戒処分を受けた職員を再任用するのに何らかのものが必要ではないかということは、心情的にはわかるわけですけどね。ただし、それを今度は条例をつくって縛るということにつきましては、いささかちょっと疑問がありますので、提案議員に質問させていただきます。

まず、地方公務員法の任用の欠格事項、地方公務員法の16条で欠格事項があるわけですけど、見ていただいたらわかると思いますが、まずこの懲戒処分のところは3項で、当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者については欠格です。これは懲戒免職ですよ、懲戒処分の中でも一番重い懲戒免職ですね、であったとしても、2年間を経過すれば任用は可能ですよと、試験も受けられますよということなんですよ。ということであれば、この懲戒処分ということが、先ほど言われました、軽いやつと重いやつがあるというようなことを言われましたけど、それは重い、軽いは別にしましても、今回の場合、今回議題に上がったのは、我々議員がよく知っていたと、そして近々にあった懲戒処分であったということからわかるわけですけど、例えば25歳で職員になって、そのときに懲戒処分を2年ぐらいで受けたと、そして定年の60前ぐらいになったときにも、提案者は、公平委員会の意見を聞きなさいというものに該当するわけですかね。

○ 江口議員

今回につきましては、より慎重な判断を任命権者が下せるような形の中で、懲戒処分を受け

た者に関しては、その者を任用したいと任命権者が考えた場合については、すべて一旦意見を聞いていただく形にさせていただいております。ですので、言われたケースについても該当すると考えております。

○ 兼本委員

刑法でも、いろんな処分を受けた場合には就職するのにいろんな制限があったわけですね。一定の職業に就けないとかいうようなものがあったわけですけど、刑法におきましても、法律上の復権とって、ある一定期間たちますと復権、もうその制限事項は撤廃されるようなこともあるわけですね。それと、この懲戒処分との関係も出てきますけど、懲戒処分におきましてもね、市の記録としては刑法上の前科も記録としては前科記録で残りますけど、一定期間たつと法律上の復権とって、権限はもとに戻る。懲戒処分におきましても、そんなに初めにやられたやつを何十年も引っ張ってきて、そして、一旦そういうふうな不祥事があったから、あなたはもう将来だめですよというようなレッテルを貼るようなことは、これはやっぱり人格上、私はよくないと思うわけですけどね。あなたが言われるのは、1回そういうことをやれば、その人は未来永劫もうだめですよという考え方になると思うんですけど、その点はどんなふうですか。

○ 江口議員

本会議の質疑の中でもお話しさせていただきました。また、本日の趣旨説明でもお話しさせていただきましたが、あくまで、これは市民感情と照らし合わせて、その判断は、さすがに任命権者の人、それはおかしいんじゃないのというときに、やはり公平委員会さんも同じような判断になるんだと思っています。ですので、そういった未来永劫ずっとだめですよというふうな制度では、もちろんありません。ですので、あくまでも意見を聞くものとするということの中で、公平委員さんがそういったケースに関しましては、当然、私自身も問題ないケースがかなりあると思いますし、同じような判断をしていただけるとと思っています。あくまで、これは意見を聞く中で、そこで判断をしていただきたい、そしてまた、その判断を合わせて任命権者はより慎重な判断をしていただきたいという制度設計でございます。

○ 兼本委員

公平委員さんのその判断は別問題としてね、任命権者は、そういう方があった場合には、これは懲戒処分ですからね、全部公平委員会に意見を聞くということになるわけですね。だから、私が言っているのは、公平委員さんの委員じゃなくして、任命権者、例えば市長なりが、1回過去にやった、例えば兼本というやつが30年前にそういうふうなことをやったら、もうこいつは一生駄目だぞというような形でレッテルを貼るような感じになってくるわけですね、聞くということは。公平委員さんの判断は、20年前のことだからいいじゃないですかという判断になるかもわかりませんが、この条例が制定されるということになると、当然任命権者は、こういうことをやっているけど再任用していいのでしょうかということをお聞きになりますからね。全部聞けということでしょう。だから、そうなりますよね。だから、そうなりますと、任命権者は、こと一旦、兼本というのが悪いことをしたら、こいつはずっと駄目だということのレッテルを貼るような形になるわけですね。そういうふうなことは、刑法でさえ、昔はそういうふうなことがあったと思うんですよ、だから、法律上の復権とって、その権限をもとに戻したということになったんだろうと思うんですよ。そこまでよく調べていませんけどね。しかし、そういうふうなことがあるんですからね、ただ任命をする際に、過去にそういうことが1回あったら、そいつはもうずっと駄目だぞというのは、私は、その人に対する人間性を否定したような形になると思うんですよ。ただ、あなたが言うように、市民感情云々とか言いますが、たまたま今回の場合はそういう人が再任用になったということであつたから、市民感情はいかなものということがあったかもわかりませんが、でも、1回それがあつたからといって、何も条文まで変更してね、私はそういう人を、1回そういうふうな

懲戒処分を受けた人はもう駄目だよということにするのは、これはいかがなものかと。で、それをまた聞くこと自体が、私は一つのプライバシーの侵害にもなるんじゃないだろうかと思うわけですけど、その点はどんなふうでしょうか。

○ 江口議員

まず、任命権者は、懲戒処分を受けた者の再任用をまずしようと思うかどうかという、一番最初に任命権者の判断がまず入ります。任命権者が聞くケースは、あくまで再任用の申し出を受けた者すべてに関して、申し出をしました、そしたら、その中に懲戒処分を受けたことがある者が含まれていました。先に公平委員会に判断をさせるのではなく、先に任免権者はその者を再任用させるかどうかをまず一旦判断をいたします。そして、再任用としてその職員を採用することが適当と認めた場合、そのときに初めて公平委員会に意見を聞く形としております。言われたように、すべてレッテルを貼るというものではなく、あくまでその部分を慎重を期してやる部分であります。

また、プライバシーの侵害というお話がございましたが、当然、公平委員会というところも守秘義務があるところがございますし、当然、公平委員会は議会の同意も得ておられる方々ですので、その点については心配がないものと考えております。

○ 兼本委員

だからね、任用するか、しないかということをもまず第1に任命権者が判断する。その判断をするのに、そういうふうな過去に懲戒処分があった人は採用するか、しないかという、そこでもう色をつけて判断するんじゃなくして、この再任用というのは、もう御存じのとおり、この法律は、年金の問題が出てきて、国の制度の欠陥事項が出てきたから、当然退職してすぐ年金をもらえるというような形のバランスがとれてないから、一応それまでの間もう一度再任用して、まず1年を超えない範囲内で再任用しましょうということのできた法律なんですよ。できた法律ですからね。そして、そういう法律の中で任命権者が本人の希望があってやった場合に、それはなるほど選考はすると思うんですよ。しかし、選考すると思うんですけど、だけど、懲戒処分を受けた方たちはもう駄目だよというような、今の提案議員のお話の中には、当然そのところが大きな要因として私は入ってくるんじゃないだろうかと思うんですよ。

だから、そうなってくると、懲戒処分を1回受けた人は駄目だよというようなレッテルを貼ったような形になってくるんじゃないかなという気がするんですよ。だから私は、やはりそういうふうな形では、いわば一つの差別をするような形の条例をつくるということをする自体がいかがなものかなという気がするわけです。

それと同時に、意見を聞くということですけど、この法の9条で言っていることについては、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を条例で定めて行わせることができるということですよ。だから、結局この9条の中でそういうふうな意見を聞くというようなことだけを公平委員会に、あなたは反論をいろいろ書いてありますけどね、できるかなということについてもね、いささか私は、その一部だけ、意見を聞くだけと。この9条で書いてあるのは職員の競争試験及び選考ですからね、確かに意見を聞くというのは、その中の一つの部分かもわかりませんが、その部分だけを公平委員会の権限として与えるということになるのがいいのかなというふうな気もするわけですけど、ここで反論で書いておりますけどね、その点をもう一度ちょっとお聞かせください。

○ 江口議員

この制度設計自身は、9条1項のみをベースにしておるわけではありません。ただ、9条の1項も一つの傍証として、支える一つとしては使えると思っております。今言われました9条1項がその一部分だけを取り出してやれるか、やれないかに関しましては、確かに肯定、否定、両方説があるのは存じております。そして、逐条解説等によりますと、それについてはすべてを合わせてやるものであって、一部分のみをさせるものは適当ではないと確かに逐条解説では

ございます。

しかしながら、この9条1項ができたのは平成16年であります。平成16年、つまり地方分権、その流れの後でございます。その9条1項ができた平成16年の改正における国会審議における当時の担当大臣、麻生太郎総務大臣の答弁の中でも、その他参考資料というふうな形で書いているんですが、「今回のこの改正は、いろいろ時代に合わせて、また地域性に合わせて、随分地方公共団体も独自性というか、いろいろ特性含めて、いろいろ地域が違ってきていると思っており、独自性は基本的には発揮しやすくなるように考えるというのがまず基本」、省略しますが、「地域主権化の流れに合わせて柔軟な制度がつくられてしかるべきだ」というふうでございます。また、下のほうにあります、地方分権推進委員会の第1次勧告ですね、「同じように自治事務について基準等を定める場合には、全国一律の基準が不可欠で、条例制定の余地がないという場合を除き、地方公共団体がそれぞれの地域の特性で対応できるよう、法律またはこれに基づく政令により、直接条例に委任し、または条例で基準等の付加、緩和、複数の基準化の選択等ができるよう配慮しなければならない」、または、自治法の2条、12条、12項、13項、下2つ書いておりますが、こちらを見ても、「それぞれの地方自治体がそれぞれ自治という部分できちんと判断をしてやるべきだ」と書いております。

戻って、9条1項になりますけれど、9条1項に関しましては、もともと公平委員会では持たなかった事務ではありますが、この分権後の形として、人事委員会にのみ許されていたこの競争試験と選考並びにそれらに関する事務について、公平委員会も条例を定めることにより持っていていいよというふうな規定であります。その権限を付与するときに、全てでなく、ワンパッケージとしてやらなくてはならないのか、もしくは、それを一つずつでもいいではないか、ある意味、そこに関しては、この地方自治法の2条12項、13項でありますとか、当時の麻生太郎総務大臣の答弁でありますとかいうようなところに代表されますように、それこそ地方の独自性が十分発揮されるように配慮しなければならないと思いますので、ある意味、その部分は自治体に合わせて、飯塚はまだ職員の採用試験等々それをすべて公平委員会やるのはまだ早いと思いますし、それはある意味、行政側の判断を待ちたいと思います。ただし、この部分、再任用に関する、その中でも懲戒処分を受けた者に関しては、より慎重にするために、この部分、選考に関する事務の一部としてここを取り上げて、そのうちの一部だけではありますが、やるということも十分可能だと考えております。また、あわせて、地方公務員法の5条等についても根拠となるのではないかと考えております。

○ 兼本委員

それでは、最後ですけど、地方公務員法の欠格事項の中には、今言うたように、懲戒免職の処分を受けても2年たったら受けられますよとなっているんですよ。結局、今言うように、あなたの言うように、市民の意見と異なる場合には、一応市民の意見を聞いたかどうかということになるんですけどね。これは最初から、欠格事項ですから試験は受けられませんという中には、そういうものは入っていないわけですけどね、だけど、それをもしもやるとした場合に、地方公務員法との整合性はどんなふうに考えますか。

○ 江口議員

今言いましたように、9条1項からも読み込めると思っていますし、5条からも読み込めると思っております。そしてまた、この地方公務員法自体がその法の精神に即した形で条例を定めなさいというふうなうたっております。法の精神とは、人事行政が自治体に住む住民から信頼されるものでなければならないという部分があると思いますので、この制度設計としてさせていただいた今回の提案につきましては、それこそ精神に沿った形で私どもはつくらせていただいたと考えております。

○ 兼本委員

日本国民は、職業の選択の自由というのがあるんですよ。いかなるものにおいても、職業

の選択を阻害することはできないわけですよ。その中で、いろんな法の中においては、こういう人たちは駄目ですよというのを規制は、これはもう法でかけているわけですから、それはもう法治国家である以上、日本国民は従わなければいかんと思いますけど、しかしこの地方公務員法の中の欠格事項の16条に書いてあるより以上のものを駄目ですよということは、職業選択の自由を奪うような形に私はなるのではなからうかと思うんですけどね。そうしますと、憲法違反にもなろうと思うんですけど、そういうふうなことまで自治体の条例として上げられることは可能かどうかということですよ。だから、競争試験とか何とかいうようなものは、門戸を開いてどうぞ来なさいということでやるわけですけどね。ただ、過去にそういうふうなことがあったから、それを駄目ですよということは、これは当然再任用も本人が希望して、いわば再任用をお願いしますという形の中で、あとそれがその人たちが本当に今までの執務状況とか何とか見ながら、この人は再任用に適格しているということで任命権者が任命するわけですけどね。それが、頭から駄目ですよ、駄目ですよじゃないけど、公平委員会の意見を聞いて、公平委員会がこの人は駄目ですよというようなことを言うのが、私はこれは職業の選択の自由を奪うものじゃなからうかと思うわけです。その点いかがなものでしょうか。

○ 江口議員

何度も申しますが、この制度自体は私自身は適法であると思っております。職業選択の自由というお話がございましたが、そのとおりであります。ある意味、任命権者の規則等で、これについて制限をしている部分がございます。例えば、県警とかに多いんですが、減給以上の懲戒処分を受けた者についての再任用はしないことができる旨の規定とかがある県警とかは、結構あるんです。ある意味、ここの部分は自治事務であります。自治事務ということは、それぞれの自治体がそれぞれの自治体の判断において、それぞれの法律を解釈しながらやる部分であります。職業選択の自由はもちろんあります。そして、今回、制度設計をした中で再任用を受けたいと思っておられる方々、もしその方が懲戒処分を受けたことがあったとしても、それについて最初からこれはだめですよという条例ではありません。あくまでもその点について慎重な判断を求めるために、公平委員会に意見を聞くものとするという分でございますので、職業選択の自由とバッティングするような憲法違反のおそれは全くないと考えております。

○ 兼本委員

いずれにいたしましても、先ほどの永露委員の質問で、懲戒処分にもいろんなもののずっと各段階があって、提案者はその中で処分の軽いやつは云々というような答弁が今ありましたけど、これは前提としては懲戒処分を受けた人を全部任命権者が任命するかどうか、過去の職務体系とかを見て、この人は任命してもいいなと思う方であったとしても、過去に懲戒処分を受けておれば、全部公平委員会の意見を聞くということを想定しているんだろうと思うんですよ。だから私は、そういうふうなことが過去に、相当昔にあったときとか、それからこの頃あった今度のような問題の場合とか、たまたまそういうふうなものが再任用されたから、市民の考え方とおかしいんじゃないかというようなことでやるということになれば、新規の採用試験にも、例えばあの人を職員に採用したらおかしいよというような形のものが、仮にもしも出てきたとしたら、その人たちまで試験受けられないようにするような形のものをしろというような形にまで、波及することもあるかと思うんですよ。だから、そういうふうな形の中で人間、人格、例えばもしも過去に悪いことがあったとしても、それは刑法においても法の復権という形の中で復権をさせてやろうというような考え方がある中で、職員として再任用するのにわざわざ他の機関までの意見を聞く必要は私はなく、任命権者、そして人事諮問委員会等々で十分に論議した中で、この人は再任用に適する人だということで再任用をすれば、私はそれで十分事足りるのではなからうかということを書いて、終わらせていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

私は、地方公務員法の9条の1項、「公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が第8条第2項各号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができる」という規定は、提案者の言われる制度設計中の2番、「公平委員会は、任命権者の求めに応じ、速やかに協議を行い、意見を述べるものとする」、これについては先ほど義務づけだという答弁がございましたけども、この地方公務員法の9条の1項は、提案者が言われる制度設計の2項、予定していないと思うわけです。また、提案者の言われる制度設計の2項は、地方公務員法の8条第1項に、人事委員会は次に掲げる事務を処理するというので、1から12まで列挙されております。この各号にも該当することがないと思うわけです。

そうしますと、地公法に拠って立とうとするのであれば、条例の一部改正については成り立たないということになると思います。むしろ、飯塚市職員の再任用に関する条例、これ見ますと、第3条に任期の更新というのがあります。ここには、更新ですから、3条ですね、「再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする」と。繰り返しますが、これは更新についてであります。この精神を生かして、第2条の第1項に、そういうスタンスから修正をすることが、一つは江口議員、提出者の思いを生かすとするれば、ぴったりかどうかわかりませんが、可能などころがあるかなとも思うわけです。まず、これについてはどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○ 江口議員

先ほどもお話ししましたように、この事務は自治事務であります。そして、明確に公平委員会にそれをさせてはならないという規定はございません。そして、9条1項、川上委員はそれについては読めないという判断と思いますが、私自身は、選考に関する事務として意見を述べることも、選考に関する事務としてとらえることは可能であると思っております。

そしてまた、あともう一つ根拠となり得ると思っておりますのが、5条であります。地方公務員法の5条に関しましては、人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定とあります。「地方公共団体は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律に定める根本基準に従い、条例で人事委員会または公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について、必要な規定を定めるものとする。ただし、その条例はこの法律の精神に反するものであってはならない」とございます。

その中で、私自身はこの再任用に関してより慎重に判断をしたいという、この制度自体は地方公務員法の精神と何ら相反することはなく、適法であると考えますので、5条も一つの根拠であると。ただし、私はどれか一つに拠って立つものではありませんし、ある意味条例をつくる時に考えるのは、法律の規制がそこにあるかどうか。それが全くないから、そしたらそこはできるという判断も反対にできるわけでありまして。最初申しましたように、これに関してやってはならないという明確な法律の規制はございません。そのことも一つ、この条例を可能とする部分だと思っております。何度か申し上げましたが、今時代は地方分権であります。地方分権の中で、自治体はそれぞれが自分たちの実情に合った形で条例を制定しながら、課題の解決をしていくことが求められます。

私たちの飯塚市は、残念ながら一遍再任用をした職員が、懲戒処分を受けていたことのある職員を再任用したことによって、大きな批判をいただきました。このようなことが二度とないようにするために、制度設計をさせていただきました。本来であるならば、任命権者がきちっとその判断の中で消化していただける部分があったと思いますが、残念ながら現実としてそうではない事例が出てきた。そして、過去においても、懲戒処分をされたことのある者を再任用したことがあるという事実もございます。ですので、そこについて、これから先同じような間違いをしないために、この制度設計をさせていただきたいと考えております。

○ 川上委員

今、答弁があった中で、一番締めくくりのところが非常に重要だと思うんですよ。だから、任命権者が自治体とそれから地方公共団体と地方公務員の信用を、住民からの信用をどれだけ大事にするかということが大切なんですね。その点からいうと、この庄内でタウンミーティングであった市民から出された意見というのは、去年の4月に再任用された職員の事件ですね。この職員は、一昨年3月に懲戒停職6カ月の処分を受けて早期退職をしたんですね。処分の理由は、業者飲食接待を出張先で受けたと、そういうことなんです。その翌年、昨年4月に市民が驚くわけですけども、齊藤市長はこの方を再任用したということなんですね。そして現在、齊藤市長を被告とする住民訴訟が岩崎浄水場高度膜処理施設整備をめぐる官製談合及び町有地の売却をめぐる事件で行われていて、2月27日に浄水場事件のほうは判決が出るということになっているんです。当該職員は、この住民訴訟の補助参加なんですね。採用のときからそうです。そういう方を飯塚市長、齊藤市長が採用したということで、住民の怒りはどこにあるのかと。当該職員に対してもあるかもしれませんが、当然あるでしょう。しかし、より本質的には任命権の問題です。ですから、今問われておるのは、任命権者、齊藤市長がこの方について言えば、採用したと。再任用に関する条例は、2条の1項で、再任用を行うことができるということなんですね。しなくてもいいんです。先ほど紹介した第3条の精神も加味すれば、これは更新ですからストレートではありませんけど、この精神を踏まえれば、齊藤市長は採用しなくてよかったわけです。なぜ採用したのかが問われるわけです。ですから私は、これはもう齊藤市長の任命権の濫用ではないかと思うんだけど、だからその声と飯塚市民の対決がどのように深まっていくのかと、市民の世論によって齊藤市長の認識を問うということになっていっているだろうと思うんです。そういった点では、2月27日の判決、官製談合に彼が深く関与しておったということが問われている中で採用したわけですから、裁判所の判決がどうなるかによって齊藤市長の立場もより深く問われるというふうに思うわけです。

これは蛇足だったかもしれませんが、いずれにしても私は今回の一部改正については一旦撤回されて、再度市民の世論の高まりと市民の知恵も生かしながら、また議会内の同じ思いの議員はたくさんおられますから、よく研究して条例を出し直されたらどうかと思いますので、撤回を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 江口議員

川上委員からありがたいお言葉もあつたんですが、撤回してはどうかというお話でございました。その部分に関しては多分川上委員は、言われたように立法政策として間違っているのではないかという思いからであるかと思えます。しかしながら、私どもはこれは合法的な範囲内だと思っております。確かに、ストライクゾーンのだ真ん中のボールではありません。しかしながら、ストライクゾーンは広いわけであります。私ども立法府として立法する際には、そのストライクゾーンを目いっぱい使いながら課題を解決することが求められます。今回に関しましては、ストライクゾーンぎりぎりのボールを私どもは投げたと思っておりますので、撤回する考えはございません。しかしながら、総務委員会の皆様方が、例えばこれについては否決なんだが、私どもはこういう解決方法でやる、もしくは例えば私どもが出した条例を修正することによって制度化をやるとということについても十分あり得ると思っておりますし、何らかの形で制度化という部分をやっていただきたいとの思いでございます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 安藤委員

法的な部分で解釈が分かれているというか、認識が、判断するにおいて分かれているところがあるんじゃないかなというふうに思っております。その中で条例を改正するということがありますので、その法的根拠という部分を江口議員じゃなくて事務方、事務局のほうにちょっと

お聞きしたいんですけれども。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:10

再 開 11:10

委員会を再開します。

○ 安藤委員

では、執行部のほうに問い合わせということで、まず公平委員会が行うことが可能であるかという、論点の中で書いてありますけれども、その中で肯定説、否定説というふうに書いてありますけれども、事務方などはこの公平委員会が執り行うことに関して、どのような考えなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 総務課長

公平委員会の権限につきましては、先ほど質疑の中でございましたとおり、地方公務員法に法定されているところでございます。これにつきましては、平成16年の法改正によりまして、地方公務員法の9条1項によりまして、条例の定めるところにより一定の事柄については追加することができるようになっております。この9条第1項の規定によりまして、公平委員会が処理することができるようになる事務につきましては、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務とされているところでございますが、同項の表現及び立法の趣旨から、当該事務の全てでありまして、そのうちの一部だけを行わせることはできないと解釈されているところでございます。これにつきましては、先ほど逐条解説でも提案議員のほうからも御説明があったかと思えます。したがって、懲戒処分を受けた者の再任用に際して、公平委員会の意見を求めるものとするとの条文によりまして行う事務といたしましては、この選考、これらに関する事務に当たるといふふうに考えられます。したがって、単に意見を求めるということだけで、権限を付与するわけではないというように限定的に考えることはできないというふうに考えております。従いまして、事務の一部を委ねることになりますことから、これは9条1項の先ほどの解釈に反することになるのではないかとこのように考えられます。従いまして、この条文では地方公務員法上無理があり、違法となる可能性があるのではないかとこのように考えております。この見解につきましては、先ほどの逐条解説のほか、県の市町村支援課あるいは飯塚市の顧問弁護士等にもお尋ねしておりますが、ほぼ同様の御見解でございました。

○ 安藤委員

ありがとうございました。先ほど江口議員のほうから出ましたとおり、真ん中のストライクじゃないけれども、ぎりぎりのストライクだったら大丈夫じゃないかという話もありましたけれども、そういう部分でもやっぱりここは法律に照らしても難しいというお考えでしょうか。

○ 総務課長

総務課といたしましても、一応先ほどの逐条解説のとおり、この条文では地方公務員法上無理があり、違法となる可能性があるというように考えております。

○ 安藤委員

わかりました。そのほかに、ここら辺何か問題になる、当市が抱えていることで問題になるというふうにお考えの点はございますでしょうか。

○ 総務課長

あと問題点としましては、二点ほど考えております。

まず一点目といたしましては、現在飯塚市の公平委員会につきましては、桂川町の衛生施設組合との共同設置という取り扱いになっております。したがって、飯塚市のみを競争試験等を行う公平委員会というような位置づけにするというのは、共同設置そのものが問われる部分になるかというようなことが懸念されます。

二点目といたしましては、飯塚市の公平委員会のほうの考え方といたしまして、先ほど質疑があつておりました中にも触れられておりましたけども、公平委員会といたしましては、意見を求められても今のところ処分理由と処分のごく限られた情報に基づいて意見を出さなければならぬであろうと考えられますところから、総合的な判断ができないために、責任のある意見を出すということは困難ではないかと。従いまして、仮に意見を出せたというとしても、結果としまして条例の規定が形骸化するような懸念があるのではないかとというような問題もあろうかというふうに考えております。

○ 安藤委員

ありがとうございます。一点、これは人事課長のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、飯塚市職員の再任用に関する条例というのがございますけれども、この中で先ほど川上議員から言われました第2条の中で言えば、懲戒免職を起こして2年経過すれば大丈夫だということでの判断というのがなされると思うんですけども、任期の更新の中では勤務実績が良好である場合に行うことができるものとするというふうに書いてありますけれども、こういうことは第2条の中では反映されないものなんでしょうか。

○ 人事課長

ただいま御質問の任期の更新ということに限って申し上げるならば、欠格条項につきまして、その再任用としての在任中に該当するような事項があれば、当然更新ということはできません。けれども、再任用、採用する以前の部分につきまして、その欠格条項に該当するものがない限りは影響がないものというふうに考えます。

○ 安藤委員

先ほど川上委員が言われたのは、何となくそこら辺にちゃんとあれば、そういう判断もできるのかなというふうに思ったりもしたんですけども。この件に関しましては、なかなかやっぱ法的な部分でいろいろ意見も分かれるというところでもありますので、条例改正という、なかなかそれぞれの判断がつかねるというところではしてしまうというのはいかがなものかなというふうに思ったりもしていますので、今後さらなる趣旨は本当によくわかると思います。市民感情とのずれというのが確かにあるというふうに私自身も思っておりますので、それは何らかの方法で制度化していくというのは、当然されるべきだなというふうに思っておりますので、今後さらに詰めていただければというふうに思っております。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 藤本委員

提案者にお尋ねしますが、先ほど始まる前にこの資料をいただいたんですが、少なくともこの資料を見る限りにおいては、制度設計とか論点とか書いてありますが、今のやりとりをずっと聞いてまして私感じたんですが、懲戒処分全てについて再任用を否定するのではなくて、あくまで市民感情と大きく違う判断を任命権者が行おうとした際に「ちょっと待って」と、よく考えてという意見を言えるようにしたんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○ 江口議員

委員言われるように、全てにおいて懲戒処分があつた者を再任用を否定するものでは全くございません。委員言われるとおりでございます。

○ 藤本委員

先ほどから出てますが、基本的にここは政令都市ではないので人事委員会はつくられない、これはもうちゃんとわかると思いますが、だからそれに代わった部分で公平委員会と。ちょっと総務課長に聞きたいんですが、先ほど言われた法の云々ですね、例えば全ての中の一部だけをとり、そこは駄目と、これ基本的に法律の解釈としては間違いではないですかね。私は、全てを選ぶも一部も選ぶも、それこそが地方の独自性、独立性、こういうものに基づいた判断

をすればいいんであって、今回は例えば、公平委員会は役割分担、仕事が4つほどあります。この中で競争試験等々に関しては触らないで、再任用のそれも懲戒処分を受けた方を再任用することが、市の信用失墜行為にならないかのみを任命権者がより慎重に判断するために公平委員会に意見を求めると。私は、提案者の話を聞きながら、そういうふうを感じるんですよ。それでも違法ですか。

○ 総務課長

法の解釈の問題になろうかと思いますが、現在のところ、この改正9条1項の規定によりまして、公平委員会が処理することができるようになる事務は、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務というふうにされております。この立法の趣旨から申し上げて、これらに関する事務の全てであって、そのうちの一部だけを行わせることはできないというような逐条解説がございます。この見解につきましては、飯塚市の顧問弁護士あるいは県の市町村支援課も同様の意見でございますので、私どもといたしましては、やはりこの条文では地方公務員法上無理があり、違法となる可能性があるというような解釈をしております。

○ 藤本委員

じゃあ例えば、この条例改正の根拠を地公法の9条ではなしに今度は5条にしたら、例えば、そのときに公平委員会でない例えば附属機関、再任用制度運営審査会、提案者も言われましたね、こういうものを新規につくって意見を求めると、これは合法ですか違法ですか。

○ 総務課長

直ちに違法か合法かと言われると、ちょっとお答えしかねるところがございますけども、しかし検討の余地はあるのではないかというふうに考えられると思います。

○ 藤本委員

それは後で調べてもらっても結構ですが、これがもし仮に合法であるならば、人事機関として予定されている公平委員会が行うことは、基本的にむしろ法の精神からすると、できて当然と私は考えます。これは後で回答をください。

基本的な話をずっとやりとり聞いてまして、庄内のタウンミーティング云々の話もありました。ただし、今後同様なケースが起こらないように、そしてまた市の姿勢が疑われることがないようにという思いから、提案者は出されたんだろうと思います。そのあたりをもう少し精査するなり練るなり、当然すべきと思いますが。

○ 江口議員

ありがとうございます。言われるように、制度設計としては2つのケースが考えられました。私どもとしては、この部分、公平委員会という仕組みを使った中での制度設計を提案させていただきました。総務課の判断としては、これについては違法のおそれがあるというようなお話がございましたが、今の総務課の判断、逐条解説には載っておりますが、法律改正の趣旨というお話がございましたが、国会での審議、参議院、衆議院、すべての委員会記録を読ませていただきました。これに関して、言われるような趣旨は、全てではないという発言は全くありません。そうではなくて、当時の麻生太郎総務大臣が言われたのは、地方に合わせて柔軟な制度がつけられてしかるべきだというふうな形でございます。

そしてまた、自治法の2条の12項、13項、分権推進委員会の答申、そしてまた最高裁の判例もございます。最高裁の判例、これは昭和50年の分なんですけど、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって、これを決しなければならぬとございます。そのことから考えますと、その目的及び効果、そして法の精神、もともとの公務員法がどのような形を予定しているのか、そして地方自治の本旨とは何かを考えますと、私自身は今提出させていただいておりますこの制度設計は、先ほど申しましたように、ど真ん中のストライクとは言いませんが、私はストライクの範囲内、合法であると判断をしてお

ります。しかしながら、言われたようにもう一つの策もございますので、そこら辺につきましては、総務委員会として例えばお話の中で考えていただく等もあるかと思えますし、例えばもし残念ながら本会議でも否決になったときは、また私どもは次の提案を考えなければなりません。もう一遍繰り返になります。この総務委員会の中で制度設計をし直していただくこともあり得るものと思っておりますので、その点についてはぜひよろしくお願いしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 柴田委員

近年、市民の皆様の目というのは大変厳しいものがございます。そういう中で、このような提案されましたことに、江口議員に理解は示しております。が、公平委員会で再任用の一部を審議していただくということは、この弁護士の方々も考えられても違法の可能性があると述べられておると聞いております。そういう状況の中でいかがなものかと思われま。

私は、また議会のほうにも要望させていただきたいと思えます。それは、在職中に違法な行為をされた方々、処分を受けた方の再任用に対して、今この中でもお話があったと思えますが、別な審議する場所を設けていただきたいということを強く要望しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。そういうことで、これは反対の立場でございます。弁護士の方が考えられても違法の可能性があるので、やはり反対の立場であります。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第22号 飯塚市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を40分といたします。

休 憩 11 : 33